

甲種火薬類取扱保安責任者試験  
乙種火薬類取扱保安責任者試験  
丙種火薬類製造保安責任者試験

## 令和8年度 試験案内(予定)

経済産業大臣指定「指定試験機関」  
公益社団法人 全国火薬類保安協会  
東京都中央区八丁堀4丁目13番5号(幸ビル)  
電話 03-3553-8762 (代)

(受験願書の受付期間)

令和8年7月17日（金）～令和8年7月27日（月）

### (注意事項)

- 受験願書は「振替払込受付証明書」の貼付がないと受け付けられません。
- 受付後の「受験地」の変更は出来ません。
- 受付後の「受験しようとする試験の種類」の変更は出来ません。
- 受験に当たって、試験会場にて車椅子を使用しなければならないなど、配慮を必要とする場合は事前にご連絡ください。

火薬類取締法第31条第3項に基づく火薬類製造・取扱保安責任者試験の実施に関する事務は、昭和61年5月の火薬類取締法の一部改正により、昭和62年度からは経済産業大臣の指定する者（指定試験期間）として当協会が実施しています。

本年度の知事試験は、次の通り実施します。

1. 試験の種類 甲種火薬類取扱保安責任者試験  
乙種火薬類取扱保安責任者試験  
丙種火薬類製造保安責任者試験

2. 試験日時 令和8年10月25日（日曜日）  
甲種及び乙種火薬類取扱保安責任者試験  
午後1時～午後3時  
(ただし、一般火薬学免除者は午後1時～午後2時)  
丙種火薬類製造保安責任者試験  
午後1時～午後3時30分  
**試験実施の最終決定はこのHPでご確認ください。**

3. 願書受付期間

令和8年7月17日（金）から令和8年7月27日（月）まで

受付時間 土曜日及び日曜日を除き 午前9時30分から  
午後4時30分まで

郵送による場合は7月27日（月）までの消印のあるものまで有効です。

4. 受験資格

学歴・経験の有無を問いません。

5. 試験課目

- 甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験 ①火薬類取締に関する法令、②一般火薬学  
丙種製造保安責任者試験 ①火薬類取締に関する法令、②信号焰管、信号火せんまたは煙火（原料用火薬及び爆薬を含む。）  
製造工場保安管理技術、③信号焰管、信号火せんまたは煙火（原料用火薬及び爆薬を含む。）製造方法、④火薬類性能試験方法、⑤一般教養科目  
注：火薬類取締りに関する法令は、令和8年4月1日  
現在施行されている法令に基づく。

6. 受験手数料

受験手数料 18,000円（非課税）

折り込みの指定用紙を使用し、**1名ずつ郵便振替により令和8年7月27日までに郵便局で払い込んでください。** 払い込んだことを証明する**振替払込受付証明書**（ATMを使用の場合はご利用明細票の写し）は受験願書裏面所定箇所に貼付してください。

なお、振替手数料は受験者の負担とし、一度払い込まれた受験手数料は、試験事務規程により原則として返却しません。

## 7. 願書配布場所

受験地の公益社団法人全国火薬類保安協会都道府県試験事務所（都道府県火薬類保安協会内）にて6月下旬より配布します。

但し青森・山形・和歌山・香川の各県の受験者は、下記へ問い合わせてください。

青森県：(公社)全国火薬類保安協会 TEL 03-3553-8762

山形県：山形県危険物安全協会連合会 TEL 023-632-5744

和歌山県：和歌山県銃砲火薬商組合 TEL 073-426-1770

香川県：香川県碎石事業協同組合 TEL 087-831-1827

## 8. 提出書類

(1) 受験願書

(2) 受験票（郵便はがき）及び受験票控 受験票には85円切手を貼付して下さい。

(3) 写真 受験票控に貼付してください。

(4) 住民票（受験者本人のもので「個人番号」の記載のないもの）

出願前3ヶ月以内に市町村長から交付を受けたもの。

本籍の記載は必要ありません。

(5) 試験課目免除理由を証明する文書（試験課目免除申請者のみ）

## 9. 出願方法

- (1) 受験願書等提出書類を整えて、受験希望地の（公社）全国火薬類保安協会都道府県試験事務所に申し込んでください。但し青森・山形・和歌山・香川の各県受験希望者は、願書配布場所へ申し込んでください。願書の受付後は、試験種類、受験地の変更はできません。
- (2) 受験願書等の受理手続きが完了した受験者に対しては、10月上旬に試験事務所から直接受験票を送付します。

## 10. 合格基準点

甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験の合格基準点は、各課目とも60点以上です。

丙種火薬類製造保安責任者試験の合格基準点は、法令、保安管理技術、煙火製造方法、火薬類性能試験方法は60点以上、一般教養科目は50点以上です。

## 11. 試験の解答

試験日の翌日以降試験結果発表日まで、当協会のホームページに掲載します。

## 12. 試験結果の発表

**令和8年12月8日（火）**

発表は、試験事務所に公示するとともに、受験者には合否を個人毎に通知します。

また、合格者の受験番号を（公社）全国火薬類保安協会のホームページに掲載します。

なお、個人の得点、採点内容に関する問い合わせには、一切応じられません。

ホームページのアドレスは次のとおりです。

<https://www.zenkakyo-ex.or.jp>

## 受験願書の提出上の注意事項

1. 受験願書は、試験案内に折り込みの用紙を用い、所定の欄に楷書で丁寧に記入してください。住所、氏名は、住民票抄本をよく見て、正しく記載してください。
2. 書類が不備なものは、受けられませんので注意してください。

### (1) 受験願書

**受験願書裏面の所定箇所に振替払込受付証明書を貼付していないものは、受けられませんので注意して下さい。**

(ア) 「受験しようとする試験の種類」欄は、受験しようとする試験の種類（取扱、製造）と資格区分（甲種、乙種）の番号を○印で囲み、不要部分を=で抹消してください。

(イ) 「試験課目の免除申請」欄は、試験課目免除申請の有無、免除課目の番号を○印で囲み、免除の理由を記入してください。

免除課目は、火薬類取扱保安責任者試験にあっては「全課目」又は「一般火薬学」、また火薬類製造保安責任者（丙種）試験にあっては、「一般教養科目」です。

試験課目の免除を申請する者は、免除申請資格を証明する文書<sup>(注)</sup>を添付してください。また卒業証明書等の氏名が婚姻等で変わった場合は、戸籍抄本を別に添付してください。なお、課目免除について不明な点があるときは、都道府県試験事務所に問い合わせてください。また、大学等に在学中であっても「一般火薬学」の免除が受けられる場合があるので、詳細は都道府県試験事務所に問い合わせてください。

#### (注) 「火薬類取扱保安責任者試験」

- ① 「全課目」免除申請者……………火薬類製造保安責任者免状（甲種又は乙種）の写し
- ② 「一般火薬学」免除申請者………卒業証明書及び火薬学関係講義の単位取得証明書  
(履修証明書、修得証明書等火薬学を修得した事実を証明するもの) 又は火薬係員試験合格証の写し

#### 「火薬類製造保安責任者（丙種）試験」

- ① 「一般教養科目」免除申請者…高等学校（旧制中央学校）等の卒業証明書

(ウ) 「最終学歴」欄は、最終卒業学校名及び卒業年月を記入し、学生にあっては現在在学中の学校名及び○学年<sup>在学中</sup>と記入してください。

### (2) 写 真

- (ア) パスポートの申請に用いる写真の要件（旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）別表第1）を満たしたものに貼付してください。
- (イ) 写真（たて4.5cm×よこ3.5cm）は、受験票控に貼付してください。
- (ウ) 出願前6ヶ月以内に撮影した正面、脱帽で背景のないもの。
- (エ) 撮影年月日を記入してください。

### (3) 受験票（郵便はがき）及び受験票控

- (ア) 郵便番号、住所、氏名、試験の種類、生年月日、連絡先（勤務先等名）、電話番号、ファックス番号を記入し、職業欄を○で囲んでください。

- (イ) 住所、氏名は楷書で丁寧に書いてください。

特に住所については、現住所とし、確実に配達されるように、同居先、居住先の名前、アパート名、会社・寮名まで詳しく記入してください。

- (ウ) 受験票はがきには、必ず85円切手を貼付してください。

(参考)

試験課目及び試験課目の免除

次の受験者区分に該当する者は、申請により○印以外の課目が免除されます。

なお課目の免除について不明な点は、当協会又は近くの各都道府県試験事務所にお尋ねください。

(1) 甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験

試験課目 受験者の区分 (該当する火薬類取締法規則)	甲乙取扱	
	火薬類取締に関する法令	一般火薬学
甲種・乙種火薬類製造保安責任者免状を有する者 (第76条第1号)	免	免
大学の工業化学に関する学科において火薬学を専修して卒業した者(第76条第2号)	○	免
大学・高等専門学校・高校もしくは専修学校を卒業し、火薬学を修得した者(第76条第3号)	○	免
鉱山保安規則に定める火薬係員試験に合格した者 (第76条第4号)	○	免
以上に該当しない者(第76条第5号)	○	○

注1：火薬類取締に関する法令は、令和8年4月1日現在施行されている法令に基づく。

注2：「免」は免除される試験課目を示す。

(2) 丙種火薬類製造保安責任者試験

受 験 者 の 区 分 (該当する火薬類取締法規則)	試 験 課 目 火薬類取締に関する法令	丙 製 造				一般教養科目 火薬類性能試験方法
		火薬類 信号焰管、 信号火せん または煙火 (原料用火 薬及び爆薬 を含む) 製 造工場保安 管理技術	火薬類 信号焰管、 信号火せん または煙火 (原料用火 薬及び爆薬 を含む) 製 造方法	火薬類 性能試験 方法		
火薬学に関し工学博士の学位を有する者（第75条第1号）		○	免	免	免	免
大学の工業化学に関する学科において火薬学を専修して卒業した者(第75条第2号)		○	免	免	免	免
高等学校以上の学校を卒業した者(第75条第6号)		○	○	○	○	免
以上に該当しない者		○	○	○	○	○

注1：火薬類取締に関する法令は、令和8年4月1日現在施行されている法令に基づく。

注2：「免」は免除される試験課目を示す。

## 郵便局での受験手数料の納付方法及び払込用紙の記載要領

1. 振替払込指定用紙（3連式）の裏面の注意書きをよく読んで記入してください。
2. 中央の「振替払込請求書兼受領証」は領収書の代わりとなるものです。大切に保管してください。
3. 左側「払込取扱票」及び中央の「振替払込請求書兼受領証」の「ご依頼人欄」は、受験手数料を負担する受験者本人または親族、会社等であっても構いません。  
左側「払込取扱票」及び右側「振替払込受付証明書」には、受験者氏名、受験地（都道府県名）を必ず記入してください。  
親族や会社等が払い込んだ際に、「受験者氏名」欄を親族や会社等名義で記入すると本人確認ができない場合があります。そのようなことがないように気をつけてください。

### 表面

払込取扱票													
00 東京 口座記号番号													
0	0	1	1	0	-	8	-	1	6	2	9	2	0
加入者名	公益社団法人 全国火薬類保安協会												
通	信	欄	受験者氏名	受験地	必ず記入	都	道	府	県				
ご依頼人	受験者本人を記入												
※おところ（郵便番号）	日	附	印	（電話番号）	（消費税込み）	日	附	印	（承認番号 東第54468号）				
裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号 東第54468号）													
これより下部には何も記入しないでください。													

各欄の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

### 裏面

この「振替払込受付証明書」を、受験願書の所定の欄にはりつけください。

この場合、日附印がないものは受け付けませんので注意してください。

(ご注意)  
 この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。  
 この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。  
 この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。  
 この用紙による、払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。  
 ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。  
 この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



**(受験者) 領収書用**

振替払込請求書兼受領証																		
口座記号番号	0	0	1	1	0	-	8											
加入者名	1													6	2	9	2	0
金額	千	百	十	万	千	百	十	円										
料金	1													8	0	0	0	
備考																		

切り取らないでお出しください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

**受験願書裏面貼付用**

振替払込受付証明書（お客様用） (ご依頼人□郵便局□ゆうちょ銀行□ご依頼人)																		
口座記号番号	0	0	1	1	0	-	8											
加入者名	1													6	2	9	2	0
金額	千	百	十	万	千	百	十	円										
料金	1													8	0	0	0	
備考																		

※おところ  
おなまえ **受験者本人**  
・親族・企業名等 様

※受験者氏名 **いずれも記入**

日 附 印

(承認番号 東銀第2012号)

**受験手数料の納付日は、願書受付日以前（1週間程度）でも構いません。**

ゆうちょ銀行・郵便局での受験手数料等の納付方法及び払込書用紙の記載要領

- この払込書用紙は、受験手数料等の払込にのみ使用してください。なお、この払込書用紙は、ゆうちょ銀行・郵便局専用です。
- 受験手数料等は、次の方法により納付してください。なお、収入印紙または、現金書留による納付は、受け付けませんので注意してください。
- 3枚づりの払込書用紙の※印欄に黒か青のインク又はボールペンで正確に記入してください。  
なお、記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
- 3枚づりの払込書用紙のうち、ゆうちょ銀行・郵便局から「振替払込受付証明書」及び「振替払込請求書兼受領証」の2枚が渡されます。「振替払込受付証明書」の方を受験願書の所定の欄にはりつけください。  
この場合、日附印がないもの又は「振替払込請求書兼受領証」をはりつけたものは、受け付けませんので注意してください。

**注意**

振替払込請求書兼受領証は、「受験手数料等」払込みの証拠となるものです。  
当協会からは、領収書を発行しませんので、大切に保存してください。

- 「振替払込受付証明書」（受験願書添付用）をなくしたときは、再度払込手続をしないと受験できません。

この場所には、何も記載しないでください。

202008